2026年11月13日

各　　位

会 社 名　株式会社ゆうちょ銀行
代表者名　取締役兼代表執行役社長　笠間　貴之
（コード：7182、東証プライム市場）
問合せ先　コーポレートスタッフ部門　経営企画部
（TEL：03－3477－1601）

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
（会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之、以下「当行」）は、本日開催の取締役会において、会社法第459条第１項第１号の規定による当行定款第39条第１項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．自己株式の取得を行う理由

当行は中期経営計画（2026年度～2028年度）において、株主還元、財務健全性、成長投資のベストバランスを考慮して資本政策を運営する方針を掲げています。この方針に則り、資本効率を向上させ、株主還元を強化する観点から、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け（以下「ToSTNeT-3による買付け」）による自己株式の取得及び自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付（以下「市場買付」）による自己株式の取得（ToSTNeT-3による買付けによる自己株式の取得及び市場買付による自己株式の取得を併せて、以下「本自己株式取得」）を行うものであります。他方で、郵政民営化法上当行の親会社である日本郵政株式会社は、当行の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、当行株式をできる限り早期に処分することが定められております※。この趣旨等に沿った過去の日本郵政株式会社による当行株式の売出し等により、日本郵政株式会社の当行株式の議決権比率は現在49.9%程度となっておりますが、本自己株式取得後も当該議決権比率を現在の水準以下に維持するためには、日本郵政株式会社からも一般株主とほぼ同数の当行株式を取得することが必要となります。これらの事情及び上記方針に基づき、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として自己株式取得を行うものであります。

※2026年６月に成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律により、日本郵政株式会社は当分の間、議決権比率三分の一を超える当行株式を保有することを義務付けられています。

２．自己株式の取得の内容

（１）　取得対象株式の種類　　当行普通株式
（２）　取得し得る株式の総数　　15,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.4%）
（３）　株式の取得価額の総額　　300億円（上限）
（４）　取得期間　　2026年11月17日（火）から2027年１月29日（金）まで
（５）　取得の方法　　株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け及び自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付
（６）　その他本項の自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、当行代表執行役社長に一任いたします。

（注１）　本自己株式取得は、2027 年３月期に係る決算確定前の実施でありますが、自己株式の取得は、会社法上、自己株式を取得した日の属する事業年度末の分配可能額が欠損となる可能性が低いと合理的に判断される場合に実施することが可能とされております。当行は、現時点においては本自己株式取得を実施するに足りる分配可能額を有しておりますが、今後、東京証券取引所上場企業の株価の大幅な下落、急激な円高の進行、国内外の長期金利の大幅な上昇又は海外のクレジットスプレッドの大幅な拡大等、金融市場の大幅な変動や混乱等が生じ、2027 年３月末に本自己株式取得に必要な分配可能額が存在することが合理的に予測できなくなった等の場合には、本自己株式取得の一部又は全部が行われない可能性があります。

（注２）　本自己株式取得の決議を受け、日本郵政株式会社からは、当行が今後当該決議に基づき ToSTNeT-3 による買付けによる自己株式の取得の実施及び条件（取得価額）について決定した場合、ToSTNeT-3 による買付けによる自己株式の取得に応じて、当行普通株式の一部について、売付注文を行う旨の連絡を受けております。また、その後の市場買付による自己株式取得に当たっては、項番１に記載したとおり、日本郵政株式会社による当行株式の議決権比率を現在の水準以下に維持できるように検討してまいります。なお、本自己株式取得は、日本郵政株式会社による当行株式議決権比率を、３分の１超に維持できる範囲内で行われる予定です。このため、当該議決権比率の状況次第では、本自己株式取得の総額は、上記「株式の取得価額の総額（上限）」を大幅に下回る可能性があります。なお、本自己株式取得後も、日本郵政株式会社は引き続き当行の親会社であることに変更ありません。

３．支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

前述のとおり、本自己株式取得のうち ToSTNeT-3 による買付けにおいては、当行の支配株主である日本郵政株式会社がその保有株式の一部を売却する可能性があり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の２に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

当行が 2026 年７月３日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当行は、当該取引にあたっては、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性（銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール）等を確認しており、日本郵政グループ内の取引を適正に管理する態勢を整備しております。加えて、当行と日本郵政グループ各社との重要な取引や、当行と当行の主要株主との非定型的な取引については、取締役会において審議の上、承認することにより、当行又は株主共同の利益を害することのないよう監視しております。」としております。本自己株式取得のうち ToSTNeT-3 による買付けは、本指針に則って決定されたものであります。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本自己株式取得のうち ToSTNeT-3 による買付けについては、同指針の趣旨に則り、2026 年 11 月 13 日の取締役会において、支配株主との間に特別の利害関係を有しない取締役 13 名（うち社外取締役９名）により、ToSTNeT-3 による買付けが、資本効率の向上及び株主還元の強化のために実施されるものであることを確認し、十分な審議を行った上で、出席取締役の全員一致により、ToSTNeT-3 による買付けの実施に関する決議を行いました。なお、当行取締役である根岸一行は当行の支配株主である日本郵政株式会社の代表執行役を兼務していることから、特別利害関係を有するため、ToSTNeT-3 による買付けに関する審議及び決議には参加しておりません。

また、取引条件の公正性を担保するための措置として、当行は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別気配を含む。）での ToSTNeT-3 による買付けを行う予定です。

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

当行は、独立役員である社外取締役のうち、指名委員会等設置会社において取締役及び執行役の職務執行の監査を担う監査委員である中山孝雄氏、山本謙三氏、中澤啓二氏及び加藤茜愛氏から、本自己株式取得のうち ToSTNeT-3 による買付けは、①資本効率の向上及び株主還元の強化を目的として実施されるものであり、少数株主に対して不利益を与える目的又は意図があって実施されるものではないこと、②ToSTNeT-3 による買付けの取締役会における決議が、支配株主との間に特別の利害関係を有しない取締役により、上記の通り行われていること、③ToSTNeT-3 による取引であるため、取引条件の公正性が担保されていることなどから、当行の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を 2026 年 11 月 13 日に取得しております。

以上より、本自己株式取得のうち ToSTNeT-3 による買付けに係る対応は、当行の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと判断しております。

（ご参考）2026 年 11 月 13 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	3,563,133,121 株
自己株式数	12,745,599 株

（上記自己株式数には、株式給付信託が保有する当行株式を含めておりません。）

以上